

水道用次亜塩素酸ナトリウム（単価契約）の購入仕様書

（一般）

第1条 本仕様詳細にて購入する水道用次亜塩素酸ナトリウムは大阪広域水道企業団岸和田水道センター流木浄水場において水処理用として使用するものである。

（関係法令等の遵守）

第2条 受注者は、水道用次亜塩素酸ナトリウムの納入に関するすべての関係法令等を遵守しなければならない。

（品質）

第3条 納入する水道用次亜塩素酸ナトリウムの規格については、次のとおりとする。

（1）JWWA K120：2008-2の品質一級で、納入時の品質が下表に適合する製品とする。

項目	規格
有効塩素	12.0 % 以上
外観	淡黄色の透明な液体
塩素酸	4,000 mg/kg 以下
臭素酸	50 mg/kg 以下
遊離アルカリ	2 % 以下
比重 (20℃)	1.16 以下
塩化ナトリウム	4.0 % 以下

（2）「水道施設の技術的基準を定める省令」第1条第16号別表第1に掲げる基準に適合するものとする。なお、設定最大注入率は100 mg/Lとし、試験方法は「水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドライン」に基づくものとする。

（品質検査）

第4条 納入する水道用次亜塩素酸ナトリウムの品質検査については、次のとおりとする。

- （1）受注者は、契約締結後、前条第1号及び第2号に示した項目に適合することを証明する分析結果書を速やかに提出すること。
- （2）受注者は、納入する輸送車ごとに前条第1号の分析結果書を発注者に提出すること。
- （3）受注者は、発注者が独自に行なう検査に必要な試料の採取について指示があった場合は、速やかに提供するものとする。

（納入）

第5条 水道用次亜塩素酸ナトリウムの納入については、次のとおりとする。

- （1）納入場所 流木浄水場 岸和田市流木町472番地
- （2）納入日 令和7年7月1日から令和8年3月31日の間で発注者の指定する日とする。
- （3）納入時間 発注者から特別な指定がある場合を除き、午前9時から午後4時までとする。
- （4）納入方法 納入に当たっては、発注者の職員が立会い指示するものとし、発注者の施設の受入口等に適合した方法で納入すること。
流木浄水場 JIS10K 50A フランジ接続

(納入予定数量)

第6条 水道用次亜塩素酸ナトリウムの納入予定数量(合計)は22,000 kgで、1回当たりの納入数量は、タンクローリーにより2,000 kg程度とする。なお、処理水量や水質状況により、納入数量は変動する。

(計量)

第7条 納入量の検収は、受注者が計量法で定める検定に合格した計量器で計量し、これに基づく計量証明書を発注者に提出し、発注者がこれを受領・確認することをもって発注者の検収に代えるものとする。なお、これらに係る費用は受注者の負担とする。

(契約の解除)

第8条 納入された物品を使用することにより、水道法第4条に定める水質基準の遵守に支障を生じる事態などが生じ、立会い職員から改善の要請を受けた場合において、正当な理由なくして契約業者が直ちに措置を講じない場合は、発注者はこの契約を解除することができる。

(その他)

第9条 この仕様書に定めのない事項については、その都度双方協議して定めるものとする。